

原子力損害賠償支援機構

第20回運営委員会

平成24年12月27日

原子力損害賠償支援機構

午後4時00分 開会

○川端委員長 本日はお忙しいところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。
す。

ただいまより第20回「原子力損害賠償支援機構運営委員会」を開催いたします。

本日は [] は所用により御欠席されております。また、 [] は御出席予定ですが、まだいらっしゃっておりませんが、間もなくいらっしゃると思います。

本日の運営委員会の議題は、お手元の議事次第のとおりです。よろしく願いいたします。

それでは、議事に入りますが、まず先般、機構の理事の皆さん方が手分けして福島県の各市町村に御出張されたとのことですので、その御報告を代表して [] からお願いいたします。
[] です。

それでは、お手元に配付されております資料3-1及び資料3-2につきまして、御説明を申し上げたいと思います。

資料3-1をごらんください。御案内のとおり、機構におきましては被害者に対する相談事業を行っております。この一環で避難元の自治体の首長さん方のところを、理事が分担して定期的に訪問しております。

過去、昨年10月、ことし5月、直近ではここに書いてありますような10月末から11月初めにかけて訪問をした。今回の御報告は直近の3回目の訪問の概要についてでございます。

訪問に当たりましては、機構のほうからそれまでの過去4カ月とか、直近の相談事業の活動実績でありますとか、住民の方々から寄せられた御要望などについて御紹介しつつ、各首長さん方との意見交換を行ってきているところでございます。

主な御意見、御要望ということで4つほど〇で書いてございますけれども、大変厳しい内容が非常に多いのが特徴であります。

東電の賠償姿勢についても、厳しい御指摘がございます。

国あるいは機構による東電に対する指導を強く求めるものもございます。特に現在、財物を中心に賠償基準などを自治体と東電あるいはエネ庁も入るような形で共有しているわけですが、なかなか進捗が芳しくないこともあって、国の役割をさらに求めるというような指摘がございます。

3番目に井戸水問題というものがございまして、これは細かい話なのですが、避難す

る前の状態では井戸水で暮らしていた。でも避難すると水道代が発生する。事故がなければ発生しない費用なのですが、東電の今の運用では10万円の慰謝料の内数であるという整理になっていまして、実際に毎月少額ではあるのですけれども、実費負担しているものですから、それについての賠償要望が関係する自治体から、従来から非常に根強い要望が出てきているということでもあります。

個別の賠償要望というものもございまして、これは後で裏面を見ていただければと思いますけれども、私も行って感じたのは、各首長さんが一件一件の住民からの相談に1時間とか2時間とか、住民に接して要望をくみ取って、何らかの返答をしなければいけない状況に置かれているというのを実感したところでございます。

賠償と支援策の必要性ということで、賠償だけではなかなか整理がつかないということで、支援策の必要性を訴える首長さんもおられた。こういうような概要でございます。

参考ということで、自治体ごとに細かい個別の要望がございます。本件につきましては後で御説明しますが、別途東電の幹部あるいは担当に逐一全て紹介をしまして、事務レベルでは幾つか東電のほうから回答いただいて、これをまた各自治体にフィードバックしているということをやっております。

資料3-2をごらんください。御案内のとおり報道等でもございますが、東電では福島復興本社を来年1月にも設立するというので、さらには先ほど申し上げたような理事による各自治体の首長訪問を実施した。2つ相まって11月12日の朝でございますけれども、こういった出席者が一堂に会しまして、各理事長及び理事からこういう要請があったということをお答えするとともに、復興本社の設立に当たっては3点を機構から東電に検討に際して検討してほしいということで要請をお願いしているところでもあります。

1つが福島本社でのワンストップ対応。2番目が相対交渉機能の強化。3点目が本賠償とADRの連携強化でありまして、従来、東京の補償運営センターを中心に16万人の方の請求をいかに効率的に期限内にやるかということを中心にやってきましたわけですが、やはり一律の基準ではなかなか対応し切れない問題が徐々に顕在化していった、そういったことにも今後は対応していかなければいけないというのが根底にございます。

こういった要請内容を踏まえて、廣瀬社長からは非定型型の場合についても今後、復興本社に権限を委譲して、なるべく即断、即決でやってまいりたいという回答をいただいております。

次のページをめくっていただきますと、賠償担当の石崎副社長からも浜通りで2Fの所長をやっておられたこともありますので、3年間勤務していた経験も踏まえてしっかりと取り組みたいという御回答をいただいているところであります。

これらの施策につきましては、後ほど御報告、御説明があろうかと思いますが、追加資金援助申請の賠償実施の方策にも反映をされているということで、適宜フォローアップのためのワーキンググループを関係者で設置して、適宜そのフォローをしている状況でございます。

私からの説明は以上でございます。

○川端委員長 ありがとうございます。

何か御質問等ございましたらお願いいたします。特にございませんか。

それでは、次の議事に移りたいと思いますが、本日、東京電力より賠償に対応するため、機構法第43条に基づく資金援助の増額要請があり、事務局において受領しております。ついては追加資金援助の中身や額、今後のスケジュール等について、 より御説明をお願いいたします。

 でございます。よろしく願いいたします。

お手元の資料4-1、資料4-2を中心に御説明申し上げます。

資料4-2は資金援助額の変更申請ということで、本日、東京電力から私ども機構のほうに提出があったものでございます。この説明を資料4-1を中心に行いたいと思います。

資料4-1をごらんいただきたいと思います。今回の申請のポイントでございますけれども、大きく言いまして基本的には2つとなるかと思えます。

1つは要賠償額の見積額の増加です。7,000億円弱でございますが、増加をするということと、もう一点は賠償に万全を期すため、緊急特別事業計画に該当する項目のみを変更。言ってみれば総合特別事業の緊急改定という位置づけになるという、この2点が主眼になっております。

それでは、資料に沿いまして御説明申し上げます。

右肩に1と書いてある資料をごらんいただきたいと思います。今年度第3クォーターにおけます資金援助申請の必要性でございますけれども、東電が総合特別事業の策定に係ります資金援助申請を行った後、要賠償額の見積額が6,968億円増加となっております。下の棒グラフにございますように、平成20年度第2クォーター末の段階で、純資産見通しにつきましては総特上は1兆4,000億を見込んでございましたが、実績ベースとしては1兆2,000億程度になってございます。

これが第3クォーターに至りますと総特上は1兆3,695億円でしたが、実績見込では8,500億円ということで、1兆円を割るという水準まで減少しておるということでございます。したがって、この段階で今後、円滑な賠償の実施に万全を期すために、そこにございますように資金援助の申請を、要賠償額を7,900億円増加しまして3兆2,430億円まで引き上げるといふものでございます。

しからば、今後、賠償額が実際にはどのように支出されるのかということでございますが、これは下の図にございます。一番左のところは平成24年11月の段階の支払実績でございます。11月末段階で1兆5,000億ほどの支出が確認されてございます。その後の支出の見通しでございますが、今後個人あるいは法人、団体、自主避難等の支出がございますので、来年3月末には2兆2,880億円程度、年度が改まりまして平成25年4月、5月とさらに支出額が増加いたしまして、最終的には来年12月には3兆1,200億円程度の支出、賠償額の支払いの見通しが今、持たれているところでございます。したがって、今後の賠償の支払いに応じるためにも今回、要賠償額の7,000億円程度の増加を図るものでございます。

次のページでございます。今回の計画変更の考え方でございますが、冒頭にございますように賠償に万全を期すため、緊急特別事業計画に該当します項目のみを変更するというところでございます。総合特別事業計画につきましては、過去の緊急特別事業計画に追加しまして、右側に書いてございますように、東京電力の事業運営に関する計画等々を書き込んでございますが、今回につきましてはあくまでも総特の緊急特別事業計画に該当する部分の改定、緊急改定と位置づけておまして、賠償以外のその他の内容につきましては今回は基本的には変更せずという形になってございます。

4. にございますが、今回の資金援助申請の項目でございます。先ほど御案内しました冊子の構成項目となっておりますものでございます。この中で0～4が賠償関係で必要な事項の変更、記載をしてございます。5は基本的には総特を踏まえた形になってございます。

続きまして、次のページ「5. 資金援助申請額の変更(案)」でございます。今回7,000億円の増加をいたしました、その内訳はどのようなものかということでございます。大きく分けて3つございます。総合特別事業計画の5月9日に認定されているものにつきましては、要賠償額2兆5,462億であったものが、今回の増加で6,968億円増加をしまして、最終的には3兆2,430億円になるということでございますが、この増加分につきましては大きく3つございます。1つは避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方等に伴うものでございます。主なものと

して3つございますけれども、居住制限区域、避難指示解除準備区域の土地の賠償額を見積りということでございます。7月に出ましたこの考え方に沿いまして、現在、被災地におきましては市町村ごとに区域の設定と避難解除時期の設定を行ってございます。まだ区域の設定あるいは避難解除の時期の設定ができない市町もございますが、一部につきましては区域の設定、避難解除時期の設定等ができておりますので、こういったものを踏まえて積算を見直しているものでございます。

2番目に、12月から先行賠償を開始する法人の償却資産、棚卸資産を見積りというものがございます。これも言ってみれば財物に関連します賠償でございますけれども、これは事業者の資産でございまして、これは前回の2兆5,000億の中で見積っておらない部分がございました。これにつきまして今回見積った金額を追加してございます。

3番目でございますけれども、避難指示区域に応じた就労不能損害や営業損害等の包括払い見積りということがございます。通常、足元例えば1カ月とか3カ月といった一定期間の賠償をしておるのですが、包括的にこの区域につきましては2年とか3年とか、将来生じる賠償額についても支払いをすることがございまして、それに合わせた所要の賠償額の修正を行っております。

2番目としまして、自主的避難等に係る損害でございます。これにつきましてはことし1月から8月までにつきまして、自主避難等対象区域の皆様に対する賠償を行うことを先般決定いたしました。新たに追加したものであるということで、この賠償額が1,900億程度でございますけれども、追加されてございます。

同じくこれに関連しまして、自主避難地域の人数等が増減しておりますので、こういったものを踏まえまして、全体としては1,460億円ほどの増加となっております。

3番目は出荷制限や風評被害等、期間とともに増加するものでございます。これらにつきましては将来、例えば一定期間にどのぐらい出るのかなかなか見積れない項目でございます。したがって、実績に応じまして幾らというふうに賠償額を積み上げていかざるを得ない項目になってございます。今回そういった意味で、そこに書いてございますが、出荷制限あるいは風評被害等に関しまして2,500億円程度の賠償額、要賠償が生じたということでございます。トータルで約7,000億円となります。

参考1につきましては、それぞれの項目、若干細かい項目で総特上の賠償額と今回の賠償額を併記してあるものでございます。

続きまして、次のページの参考2でございますが、先ほど7,000億円の項目ごとにどのようなものが増えたのか御説明しましたけれども、今回は若干時系列に沿った形での御説明になります。

5月9日に認定されました総合特別事業計画につきましては、2兆5,000億程度の要賠償額でございましたが、この際には平成23年度の東電の決算における原子力損害賠償の差額、賠償額というのが正確に反映されてございませんでした。したがって、その差額分がございますので、これが986億円ございます。

2番目として、本年度、平成24年度の第1四半期、第2四半期に通じまして生じております実績ベースでの賠償額、先ほど申しましたように実際に実績が生じないとなかなか賠償額が確定しない項目がございますので、こういったものを中心に2,358億円ほどこの期間で出てございます。

それから、今回の第3四半期、10月、12月につきましては若干重複しますけれども、自主的避難に係る被害、平成24年の第3四半期に生じます実績として生じてくるもの。それから、先ほど申しました償却資産に関連するもの等々が第3四半期の賠償額としてほぼ金額が見込めることになりましたので、これらが3,620億円、トータルとして約7,000億円となります。

続きまして賠償関連部分でどのような取り組みを行うのかということでございます。冒頭、保任理事からも御説明ございましたように、東京電力におきましては来年1月1日に福島復興本社を設置いたします。スタッフ機能としましてはJヴィレッジにスタッフ機能を置くことになっておりますけれども、その他さまざまな機能を復興本社としてはあわせ持つてございます。

大きく4つございまして、賠償業務、除染業務、復興推進業務、広報業務といった4つの業務をうまく連携させながら、福島の復興に役立てていこうというものでございます。

それぞれの業務は各拠点で実際に市町村なり、あるいは地元の方々と接しながらやるということでございますので、各拠点で実際の業務を行うことになると思います。ただし、この復興本社につきましては資料の一番下でございますように、具体的な取り組みにつきましては設置後の具体的な業務の進捗を踏まえまして、次回以降の特別事業計画に反映する予定でございますので、今回の計画の中では詳細な説明はございません。

続きまして9でございますけれども、こちらは先ほど申しました各機能ごとにどのようなところでやっているのかということでございますが、例えば賠償で申しますと福島、いわき、郡山等々に拠点がございますので、実際にはこういった拠点で業務を行うこととなります。

続きまして10でございます。復興本社の設置に伴いまして、賠償部門につきましても組織の見直しを行ってございます。資料が見にくいので、こちらにつきましては変更申請の本文16ページを見ていただきたいと思います。字が小さいのでこちらのほうが見やすいかと思っておりますので、この図を参照していただきたいと思います。

今回は組織体制の見直しの目的としまして大きく3つございます。

1つは現場での個別対応力の強化ということで、事実認定、基準運用など権限の現場への移譲。

2番目として、被害者の個別の事情を十分に斟酌した賠償対応。

3番目として、本賠償とADRの対応組織のさらなる連携強化を大きな3つの柱にしております。

実際の組織は現在のところ見ますと、福島原子力補償相談室というものと総務部が書いてございますけれども、この総務部にADRがございます。実はそのADRと本賠償をやっている組織が大きく2つのセクションに分かれておりまして、外部の皆様からなかなか連携がとれていないという強い御指摘がございました。したがって、今回は福島復興本社の下に福島原子力補償相談室というものを位置づけまして、その中にADRの担当セクションを置いてございます。具体的には見直し後の組織の補償推進ユニットというものがございますが、この中の補償運営部にADRの組織を組み込む形でADRと本賠償の間の組織間の連携、情報共有等々を図ることになっています。

また、見直し後の組織をごらんいただきたいのですが、補償相談ユニットというものが現在の福島県にございます各拠点を中心にまとめているものでございます。補償推進ユニットと申しますのは、東京にございます賠償の実際の受付や審査をやっているところでございます。こちらをユニットとしてまとめまして、両者をうまく連携させようとしてございます。

そして、先ほど権限の委譲というものがございましたけれども、それぞれのユニットが実際に現場あるいは被害者の皆様と直接いろいろやりとりをする中で、実際に現場のレベルでいろいろな権限を持ちまして、決定をしていこうという体制を図ろうというものでございます。

資料4-1に戻っていただきまして、最後のページでございます。5つのお約束の徹底・深化でございます。御承知のように5つのお約束を設定いたしまして、それぞれ東電としましても取り組んでいるところでございますけれども、もちろん今までの取り組みを引き続きやるとともに、さらなる深化を図っていこうというものでございます。

簡単に御説明申し上げますが、まず最初に迅速な賠償のお支払いでございます。賠償の支払いにおきましては総合特別事業計画である程度目安、一定期間で処理をしていきますという達成の目安をもって対応しているところでございますけれども、今後につきましてもこういった方針で取り組むということでございます。先ほどの説明の中にありました自主的避難につきましては賠償が始まっておりますが、これにつきましても3週間以内のお支払いを目安に取り組んでおりますし、組織の体制を改変に伴いまして権限を委譲することによって、より賠償の支払いについての迅速化を図るものでございます。

2番目として、きめ細かな賠償のお支払いでございますけれども、これまでも資金繰りの苦しい法人・個人事業主を対象とした概算払い等を行っておりますし、DM等の送付によりまして、さまざまな情報発信を行っております。これを引き続き行うとともに、矢印がございましたように証憑類の入手・提出の負担の軽減等や基準運用の柔軟化を図りまして、よりきめ細やかな賠償支払いを可能としているものでございます。

3番目の和解仲介案の尊重でございます。これはADRとの関係でございますけれども、先ほど申しましたように組織で本賠償とADR対応の組織統合を通じまして、より迅速な手続の進行や先払いの実施、それから、和解結果につきまして本賠償への適切な反映を図りたいというものになってございます。

親切な書類の手続でございますけれども、こちらにつきましても必要書類の削減等を努めてございますが、さらに今後につきましては支払いにつきましては期ごとに、例えば6月、8月をまとめて支払うという形でやってございますけれども、各1期、2期、3期、4期とわかれまして、これをトータルとしても請求できるような方向での支払いの請求書の導入を図るということでございます。

さらに、誠実な御要望への対応ということで、福島に賠償の責任者が常駐しまして、地元のさまざまな御不満、御要望に沿う形での迅速かつ誠実な対応を図ってまいるということでございます。

説明は以上でございますけれども、若干補足をすることがございます。今、申しました関係でございますが、1点、本文の34ページをごらんいただきたいと思います。34ページの下の部分でございますけれども、廃炉費用・賠償費用という項目がございます。これにつきましては既に5月の総合特別事業計画の中で、機構として制度面での追加的措置の可否について検討することを政府に要請するというくだりが盛り込まれていました。それを踏まえまして11月7日

に東電が発表しました再生への経営方針の中にも、同様の国による新たな支援の枠組みを早急に検討することを申請するとの記載がございます。今ごらんいただいております今回の申請本文では、こちらの書きぶりが入っております。

若干、資料の御紹介だけいたします。資料4-3でございますけれども、これは今回の資金援助額の変更の申請につきまして、東電が発表しておりますプレス資料でございます。本日27日付のものでございます。

資料4-4は次回の日程の関係でございます。既に事務的には各委員の皆様には御連絡をしておるところでございますが、次回の運営委員会の候補日として1月7日、1月10日、1月15日、各そこに記載されている時間帯でございますが、今、仮置きとして押さえさせていただきます。

次回の運営委員会におきましては、審議が整えば賠償対応の追加援助額変更のための緊急特別事業計画の議決を行っていただきまして、議決後、速やかに主務大臣に対して認定申請を行う予定としております。

申請日程は大臣室等との調整を要する可能性がありますので、次回の運営委員会の日程につきましては追って御連絡したいと思っておりますけれども、実際の確定がかなり直前になってしまうかもしれませんが、その点についてはあらかじめ御承知願いたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

○川端委員長 ありがとうございます。

ただいまの御説明に関連して、委員の皆様からの御質問はございますでしょうか。

私から一言追加で御説明申し上げます。

先ほどから説明のあった、本文で言うと34ページの廃炉費用・賠償費用に関する書きぶり。これは11月7日の経営方針をそのままとった形で、国による新たな支援の枠組みを早急に検討することを要請するという形で今回入っています。

御承知のように、今回は東京電力による申請でございます。その後、機構と東京電力によって共同で計画ができて、それが大臣認定を受けるということなので、その作業の中でこれがどういう扱いになるかわかりませんが、昨日の取締役会ではこれでは弱いという意見が出ました。

国と事業者の負担のあり方等の観点から国において必要な措置を講ずることは、機構法附則6条で既に規定されているものであり、今後、当然に行われるものと理解している。なお、必

要な措置に関する検討は施行後2年を目途に行われることになっており、国による新たな支援の枠組みに関する検討についても、その際にあわせて行われるものと理解しているというのが、今の東京電力の取締役会の立場でございます。

○川端委員長 ありがとうございます。

賠償費用というのは除染に係る費用も入っていますか。

そうです。

まさに当然のことだと思います。今の総合特別事業計画というのは、実は解がない、つまり条件が決まっていないところがあります。除染の費用が幾らなのか分かっていないわけですから、それを念頭に置いたとき、今の計画の枠の中で対処できないのは当然だと思います。これはこの際、積極的にきちんと明らかにしていくべきだと思います。

また、放射能が一体どこまでが危険で、危険でないのかも議論の外に置いていますから、そういう点もこの際だからきちんと現実を直視し、きちんと議論した上で「損害額、除染も含めた賠償額はこのぐらいなんだ」というのを見極めてから進めていくのがあるべき姿だと思います。

ただ、それをやるのは大変手間も時間もかかりますから、当面こういう形で新たな支援の枠組みをつくるというのは、緊急の措置としては当たり前だと思います。ぜひこれで進められたらいいのではないかと思います。

○川端委員長 ほかにございますか。

、どうぞ。

御説明ありがとうございました。

今、がおっしゃったように、この問題には様々な面があり、そのため複雑化していて解がない。これは私も同意見でございます。そして、それは政府において見直すべきだという点についても同意見でございます。

ただ、今回の緊急特別事業計画にあたる部分の修正につきましては、賠償についての増額分を単純に申請するということと理解しております。そうしたなかで、国に対するその他の支援についての要望を当事者が声を大にして発言するというのはいかがなものでしょうか。機構法の見直しをすべし、廃炉あるいは除染費用等についてもう一回全体のスキームや枠を見直すべし、などといったことについては、大いに議論すべき論点だと思います。しかし、今回の事業計画の中でそれを議論するということにつきましては、外部からどのように見えるのかという

ことについて、もう一度落ち着いて考えてから書き込むかを判断すべきではないかと思えます。

私はむしろ機構としては、東電と一緒に事業計画の中において物を言うよりは、政府の方々や当局、機構のメンバー、場合によっては東電の社外取締役の方々も含めた話し合いの機会を積極的に持って、実質的に議論していくべきなのではないかと思っております。

○川端委員長 ほかに御質問、御意見ございますか。

どこまで除染をするのが一番合理的と言えるのかというのが全然合意がないし、また誰かがこれが合理的だと言っても、それが地元で納得を得られる見通しもまずないという、そういう見通しのない状況の中で援助額の増額だけしていくようなイメージがあって、余り気持ちがよくない感じは持っていたのです。しかし現時点においてはとりあえず賠償基準が固まるにつれて、増えてくる要賠償額を積み上げていくという考え方自体は既に決まっていることですし、今回のものはそれにのっとった増額の要請だと考えております。そういう理解でよろしいのでしょうか。

委員長のおっしゃるとおり、今回は基準が決まりまして見積りがはっきりしたものににつきまして、要賠償額として組み込んでいるものであります。

○川端委員長 それでは、今までの御説明と御意見、御質問等を踏まえた上で、次回の運営委員会では特別事業計画の変更についての審議を行えればと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ほかに何かございますか。

今ののおっしゃったこと、それぞれ非常にごもつともだと思えます。

もともとの総合特別事業計画の枠組みで、かつ、これの変更という今回の検討の中で、何度も当事者である東京電力が政府における制度改革等の関係を言及せざるを得ないこと自体が不自然だと思うのです。ということで、こういった枠組み全体はむしろ政府が責任を持って考えるべきmatterであるので、その端緒というか、政府がきちんと議論してもらえることを慫慂する形の、苦肉の策的な付言ではないかということで、ある意味リマインドということだと思うのです。

本来機構の側も当事者なわけですから、機構としても機構の枠組み、とりあえず今は5兆円の枠でやるけれども、単に金額の多寡だけの問題ではなくて、そういう責任の分担という本質的な問題なんだということ、同時に主務省である経済産業省並びに政府全体に対してきちん

と、もう一度重ねて言うべきという感じを非常に強くいたしました。

○川端委員長 ありがとうございます。

では、本日の議事は以上になります。本日の運営委員会の議事録については、事務局にて作成し、後日、委員の皆様にご確認していただいた上で確定いたします。議事録の扱いは非公表です。

本日はプレスブリーフィング等を行わず、プレス対応については必要があれば私と事務局にて統一的に対応いたします。

なお、次回第21回は特別事業計画の変更について審議することになりますが、先ほど [REDACTED] から説明があったとおり、日程は現時点では未定ですので、追って御連絡いたします。

それでは、本日はどうもありがとうございました。

午後4時41分閉会